

第2次射水市男女共同参画基本計画 (素案)

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下で、男女平等の実現に向けた取組は、国際社会の取組とともに着実に進められてきました。

これらの動きに伴い、各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化していますが、性別による固定的な役割分担やこれを反映した慣行は社会のあらゆる分野で依然として残っており、そのことが様々な場面で、一人ひとりの個性と能力を発揮することや活動の広がりや妨げる要因となります。

また、少子・高齢化の進展、経済の成熟化と国際化、高度情報化等の社会経済情勢の急激な変化に対応し、将来にわたって豊かで活力のある社会を築いていく上においても、男女が性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮でき、共に社会を支えていく男女共同参画の実現が求められています。

平成17年（2005年）11月、1市3町1村の合併により誕生した本市では、男女共同参画社会の形成に向けた旧市町村の取組を踏まえ、平成18年（2006年）12月「射水市男女共同参画推進条例」を公布し、男女共同参画社会の実現に向けての市の基本姿勢を定めました。

この「射水市男女共同参画推進条例」の基本理念を踏まえ、平成19年4月には、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ長期的に推進するため、平成28年度までを計画期間とする「射水市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本市の男女共同参画は、現行計画を基に着実に進めてきましたが、計画期間が満了すること、また、この間に国・県において新たな計画が策定されたこと、さらには、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が平成27年8月に制定され、市は、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるように努めるものとする」とされたことを受け、射水市男女共同参画推進条例に基づく第2次射水市男女共同参画基本計画と、女性活躍推進法に基づく推進計画を一体的に策定するものです。

※「男女共同参画社会」とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

（男女共同参画社会基本法 第2条）

第2章 計画策定の背景

1 前基本計画策定後の主な動き

(1) 世界の動き

- 「北京+15 記念会合」の開催：平成22（2010）年
平成7（1995）年の第4回世界女性会議から15年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」などこれまでの取組の評価や、今後の一層の取組強化について宣言と決議が採択されました。
- 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」の発足：平成23（2011）年
世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合することを目的として発足しました。

(2) 国内の動き

① 国の動き

- 「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正：平成18（2006）年
性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別の禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化などが盛り込まれました。
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定：平成19（2007）年
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正：平成19年
市町村における基本計画策定が努力義務化され、市町村の役割の明確化、対応の強化が求められたほか、保護命令制度の拡充などが盛り込まれました。
- 「女性の参画加速プログラム」が決定：平成20年（2008年）
仕事と生活の調和の実現、女性の能力開発・能力発揮に対する支援の充実及び意識改革の3つの取組を一体的に進めることが示されました。
- 「次世代育成支援対策推進法」改正：平成20年
一般事業主行動計画策定の義務付け対象が労働者数101人以上企業に拡大されました。
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正：平成21年（2009年）
子どもの看護休暇制度の拡充や、パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合の取得可能期間の延長）など様々な施策が盛り込まれました。
- 「第3次男女共同参画基本計画」の策定：平成22年（2010年）
特徴

- ・ 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設
 - ・ 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定
 - ・ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進
 - ・ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正：平成25年（2013年）
生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く）相手からの暴力及びその被害者についても、同法が準用されることになりました。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の成立：平成27年（2015年）
国・地方公共団体、301人以上労働者を雇用する民間企業は、当該団体の女性の活躍に関する状況把握・課題分析や行動計画の策定・公表などを行うことが義務付けられました。
- 「第4次男女共同参画基本計画」の策定：平成27年
強調している視点
- ・ 男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
 - ・ あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性採用・登用の推進、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
 - ・ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じた、きめ細やかな支援等によって女性が安心して暮らせるための環境整備
 - ・ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
 - ・ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
 - ・ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
 - ・ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

② 県の取組

- 「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例（子育て支援・少子化対策条例）」の策定：平成21年
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第2次）（富山県DV対策基本計画）」の改定：平成21年
市町村の主体的な取組促進や若年層に対する予防啓発の強化などが強調

されました。

- 「みんなで育てる とやまっ子 みらいプラン～子どもの笑顔輝く未来へ～」の策定：平成22年
- 「富山県民男女共同参画計画（第3次）」の策定：平成24年（2012年）
女性の活躍の促進による経済社会の活性化や仕事と生活の調和、子ども・子育て支援施策との連携などが特に重要視されました。
- 「かがやけ とやまっ子 みらいプラン～みんなの希望がかない 子どもの笑顔あふれる未来へ～」の策定：平成27年
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」の改定：平成28年（2016年）
平成26年にDV防止法が改正されたことやDV被害の現状を踏まえ策定されました。

2 射水市の現状

(1) 射水市の取組

平成22年には、「男女共同参画社会に関する意識調査」を実施し、市民意識の把握を行いました。平成27年7月には第2次男女共同参画基本計画策定の参考とするため市民意識調査を実施するとともに、計画改定に向けた検討を進めてきました。

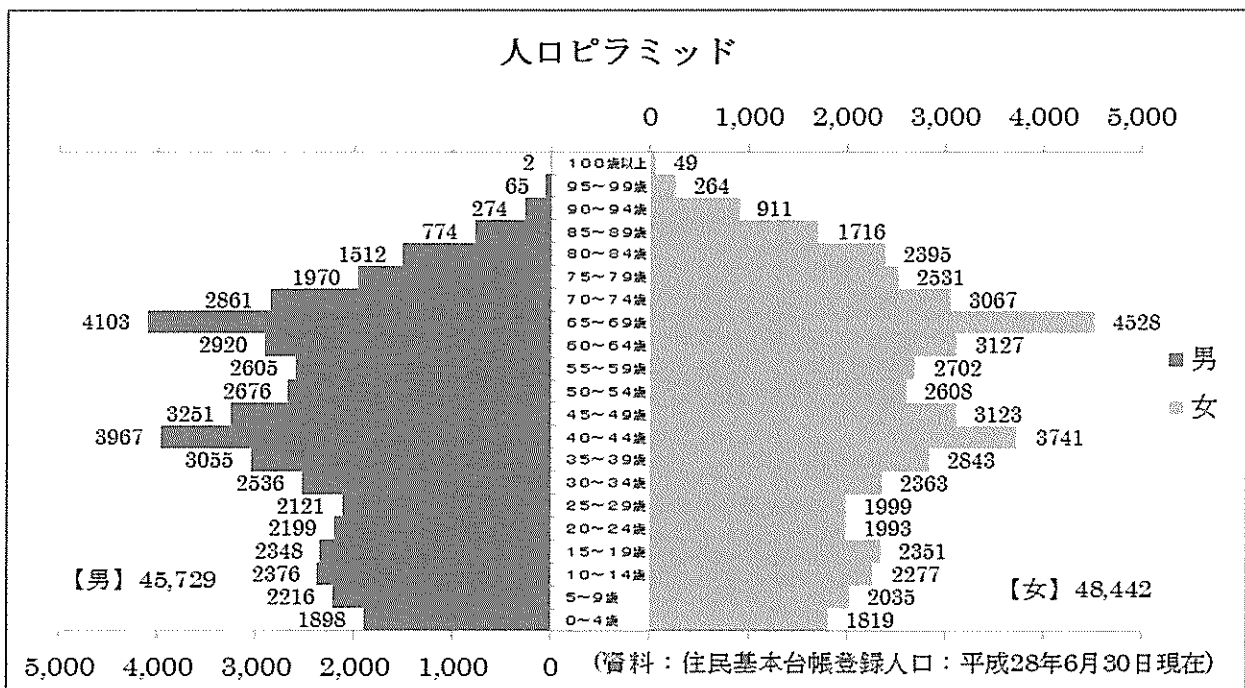
平成28年には平成27年に施行された女性活躍推進法を踏まえ、射水市特定事業主行動計画を策定しました。

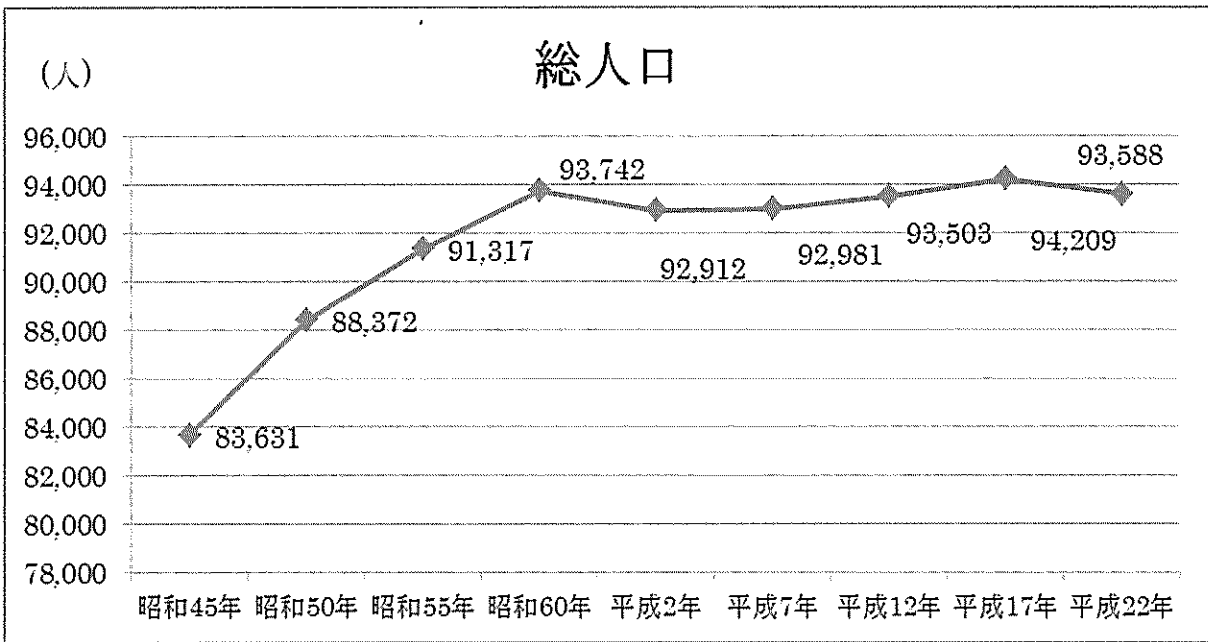
(2) 射水市の現状

① 人口

射水市の総人口（平成22年国勢調査）は、93,588人となっており、前回調査（平成17年国勢調査）より621人減少しました。

平成28年6月30日（住民基本台帳登録人口）では、94,171人と、前年（94,378人）より207人減少しました。

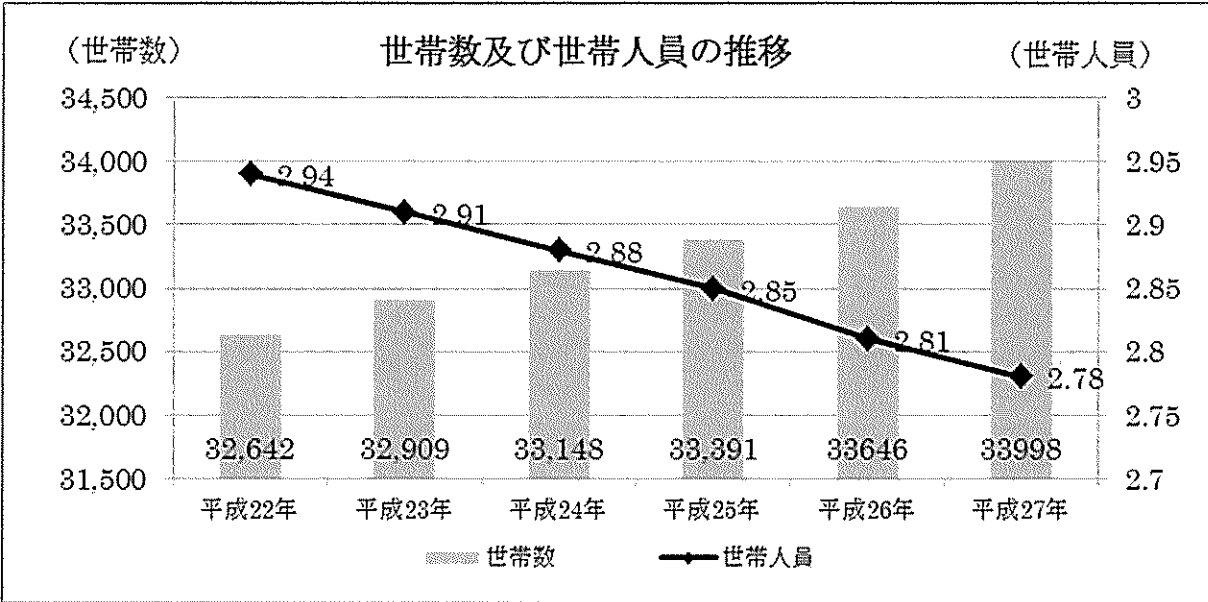




(資料：国勢調査)

② 世帯構成

世帯数は年々増加傾向にありますが、1世帯当たりの世帯人員は年々減少傾向にあります。世帯の家族類型が小規模化していることの影響には、ひとり親世帯や単身世帯の増加等、家族形態の変化が影響しています。

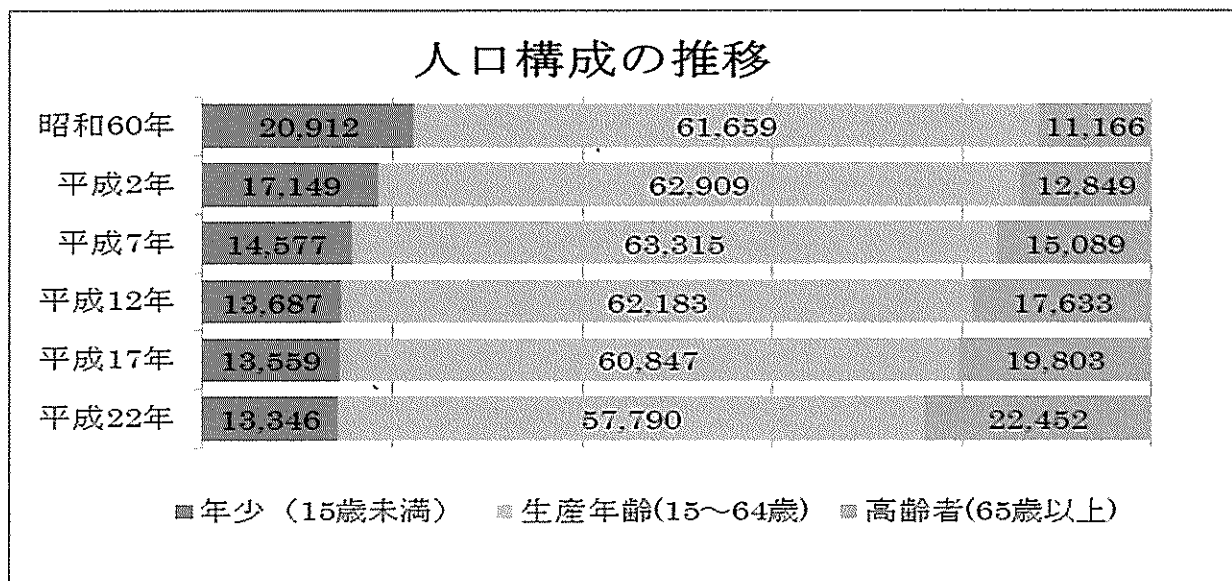


(資料：住民基本台帳登録人口：各年10月)

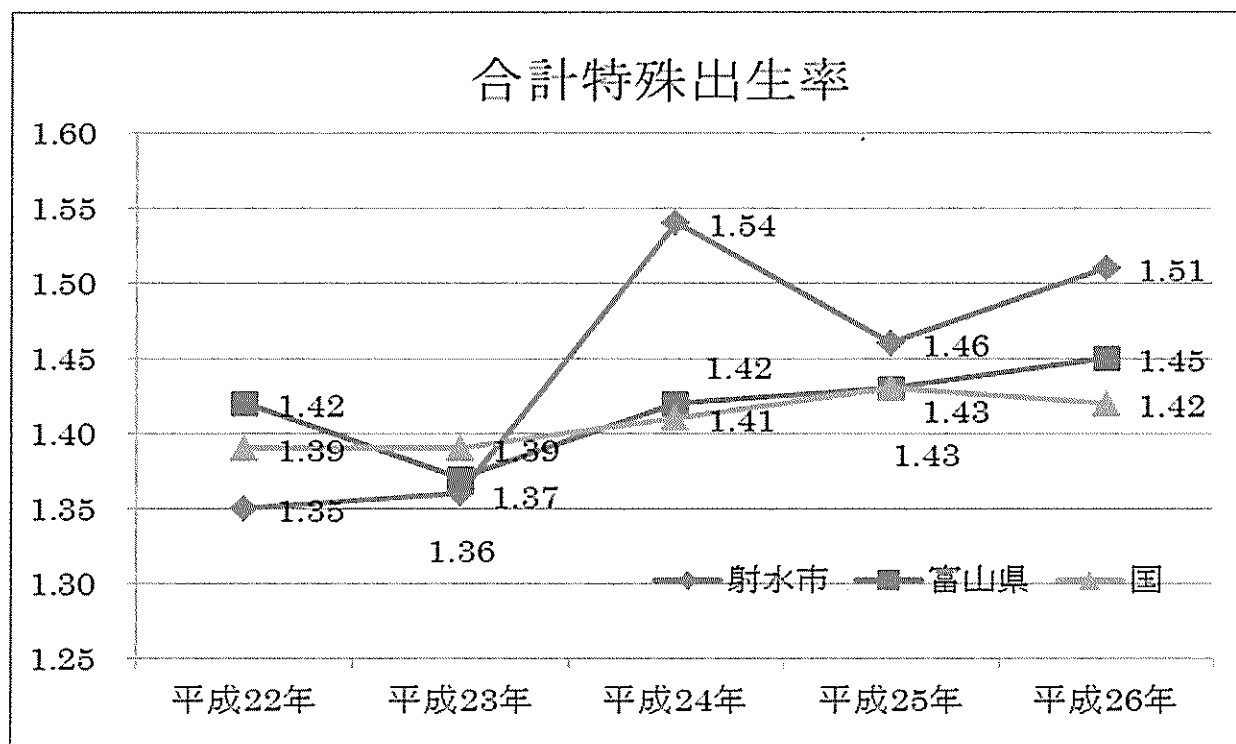
③ 少子・高齢化

女性が生涯に産む子どもの数（合計特殊出生率）は、平成23年までは国や県よりも低い数値で推移してきました。平成24年には1.54人と値が著しく上昇したもののその後低下し、平成26年には1.51になりました。

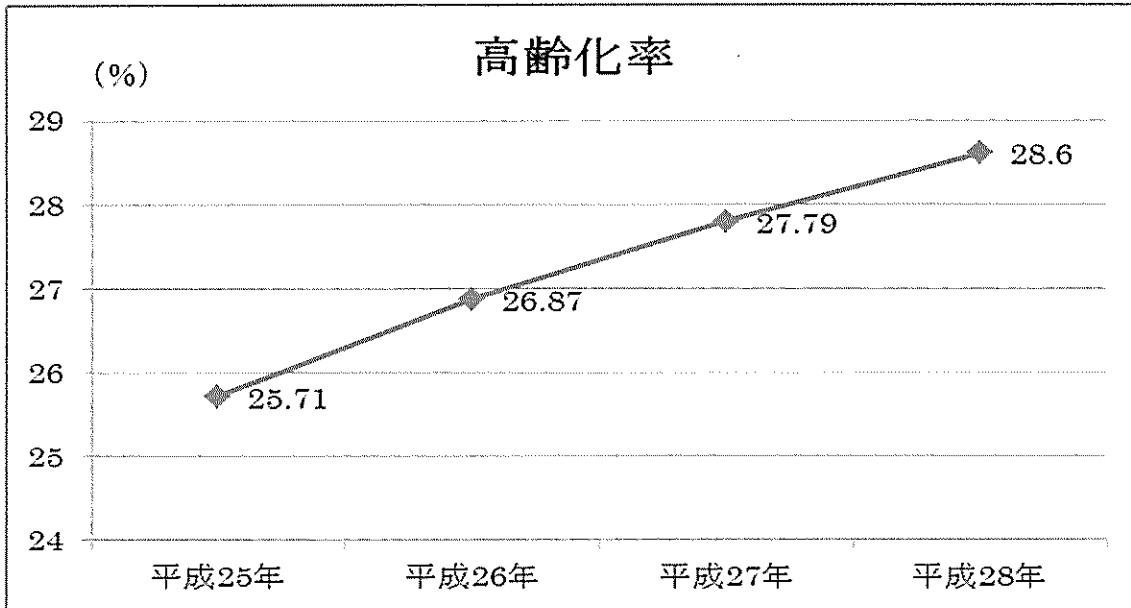
少子化等の影響により、人口に占める高齢者の割合が増加し続けています。射水市の高齢化率は28.6%（平成28年4月1日現在）と、国や県と同様高い数値で推移しています。



（資料：国勢調査）



（資料：人口動態調査）

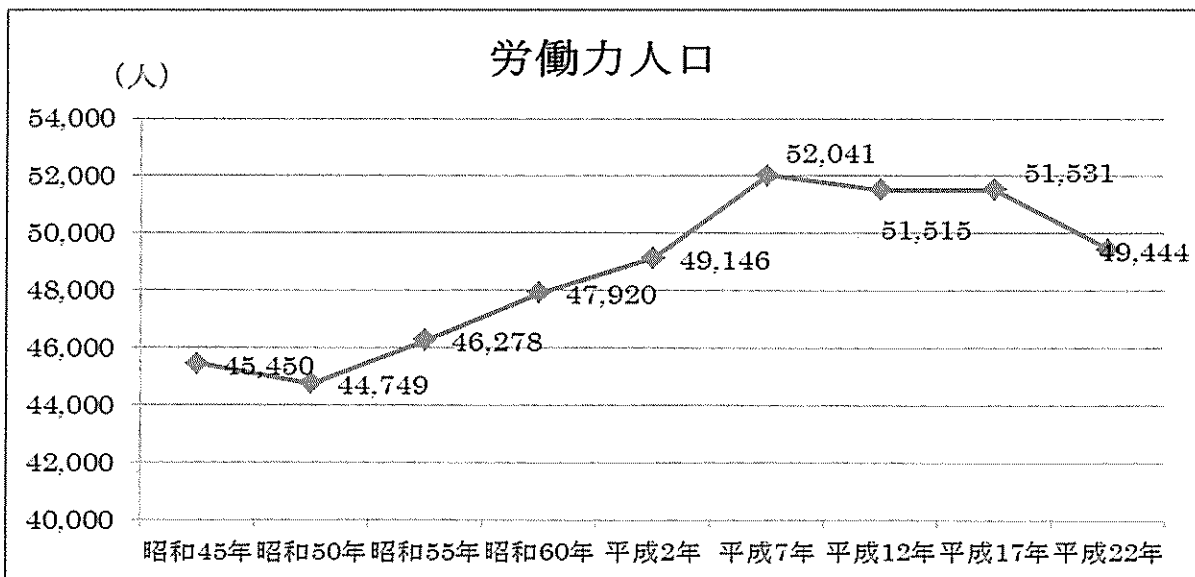


(資料：住民基本台帳登録人口)

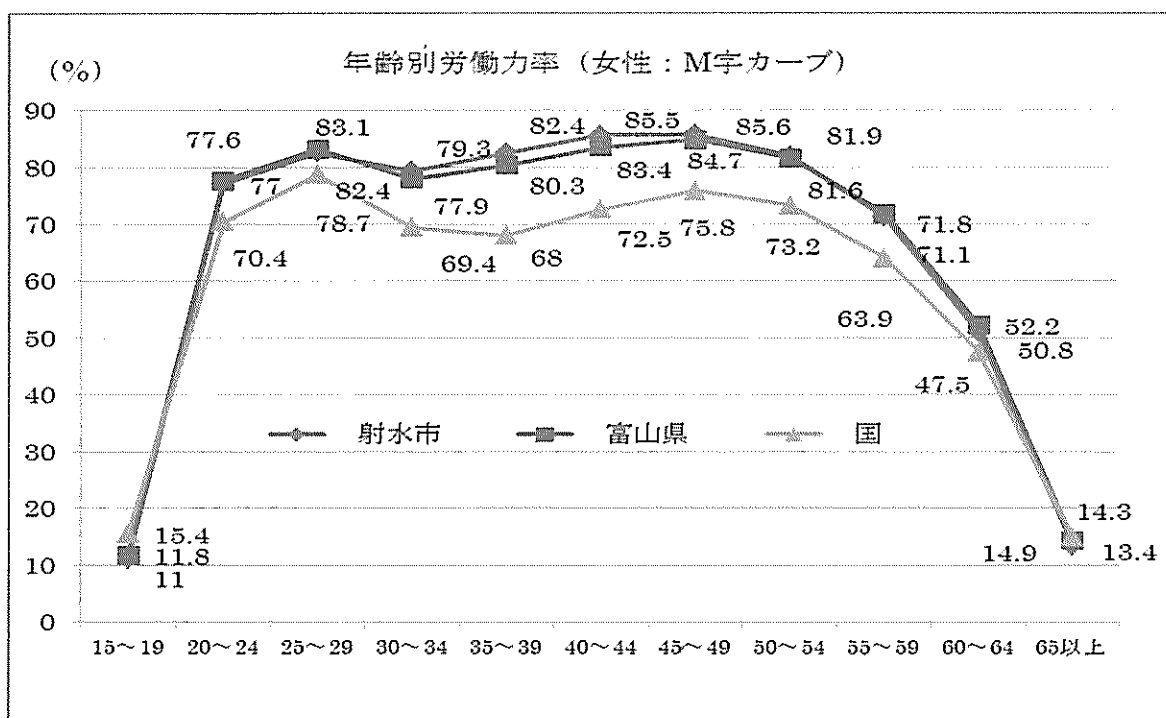
④ 就業状況

射水市の労働力人口（15歳以上）は平成7年をピークに減少に転じ、その後横ばい状態で推移していましたが、平成22年度国勢調査では、前回調査より2,087人減少しました。

日本における女性の労働力率は、結婚、出産、子育て期に低下し年齢別労働力率はM字型の曲線になりますが、射水市の調査結果は富山県の調査結果と同様に、国に比べてM字のくぼみが小さくなっています。



(資料：国勢調査)



（資料：平成22年国勢調査）

3 市民意識調査

(1) 意識調査の概要

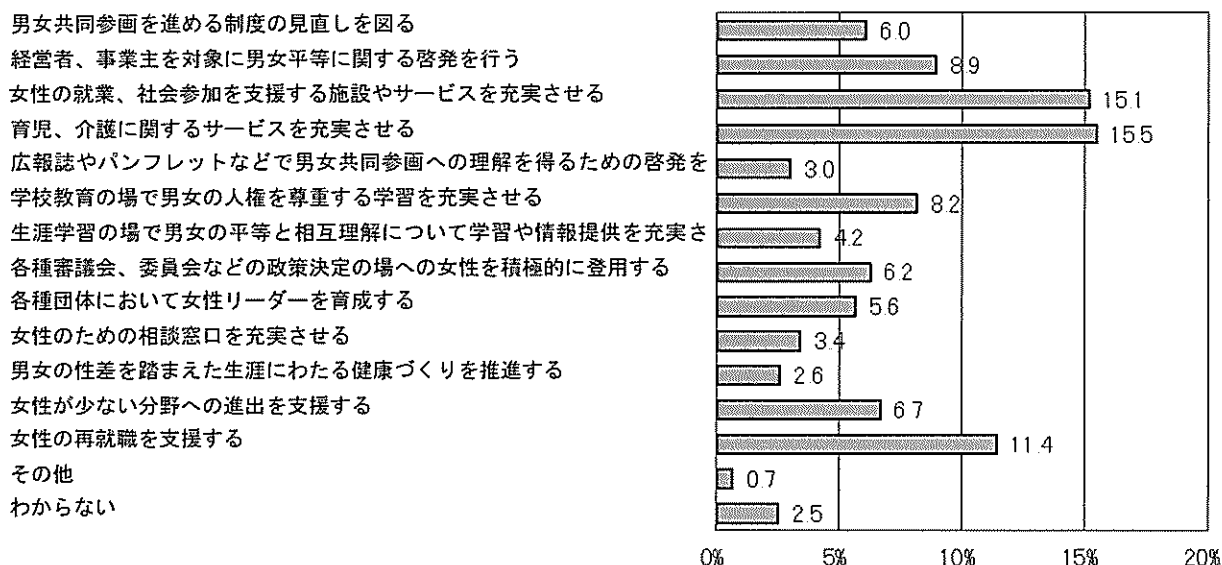
調査地域	射水市全域
調査対象	射水市に居住する18歳以上の住民合計2,000人
調査期間	平成27年7月30日～8月21日
回収数(率)	877人(回収率43.9%)

※集計にあたっては、それぞれの設問に対して回答がなされている票数を母数としています。集計表の構成比は四捨五入した結果を表示しているため、合計が100にならない場合があります。

① 男女共同参画の推進のために行政が力を入れるべきこと

◇ 男女共同参画を推進していくために、今後、行政はどのようなことに力を入れていくべきだと考えますか。あてはまるものを3つまで選んでください。

「育児、介護に関するサービスを充実させる」、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスを充実させる」についてそれぞれ15.5%、15.1%と多くの人が回答しました。



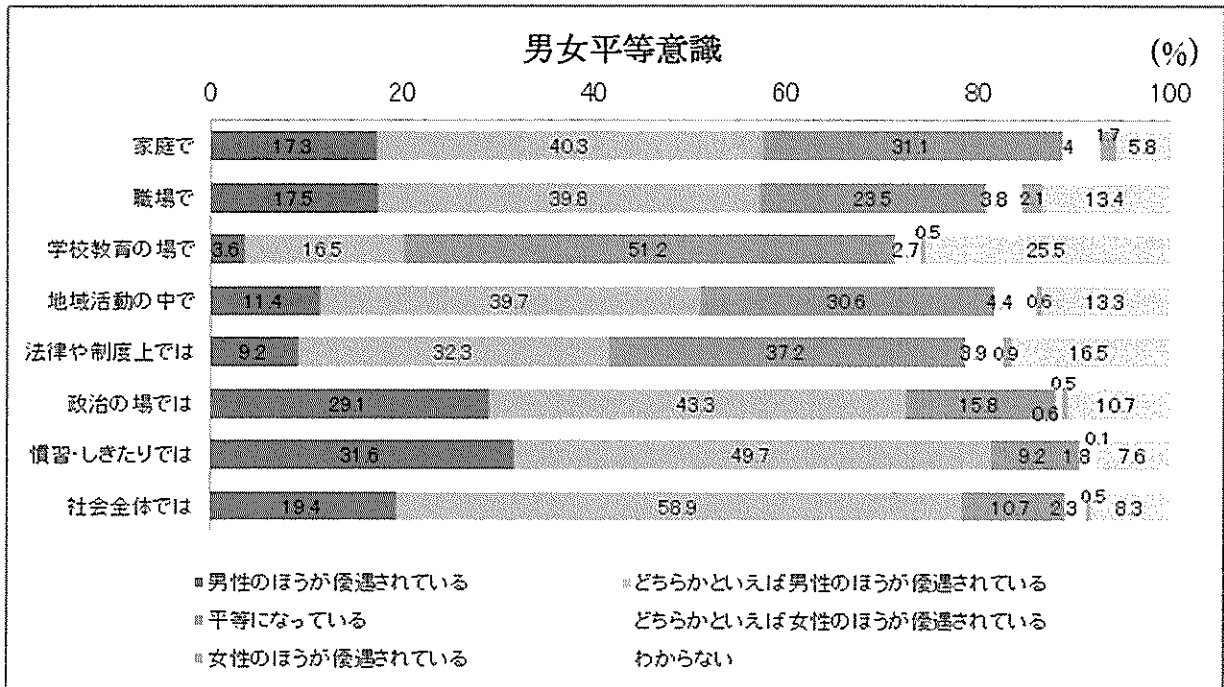
② 男女平等意識

◇ あなたは次の各分野で男女の地位は平等になっていると考えますか。

男女の地位の平等意識について家庭や職場など7つの分野ごとに聞いたところ、「平等になっている」と答えた人の割合は、「家庭」で31.1%、「職場」で23.5%、「学校教育の場」で51.2%、「地域活動」で30.6%、「法律や制度」で37.2%、「政治の場」で15.8%、「慣習・しきたり」で9.2%となっています。7つの分野の他に「社会全体」としての男女の平等を感じていると答えた人の割合は、10.7%でした。

これにより、「学校教育の場」など、一部で男女平等が進んでいることがわかりますが、社会全体的には男性が優遇されていると感じていることが認識できます。

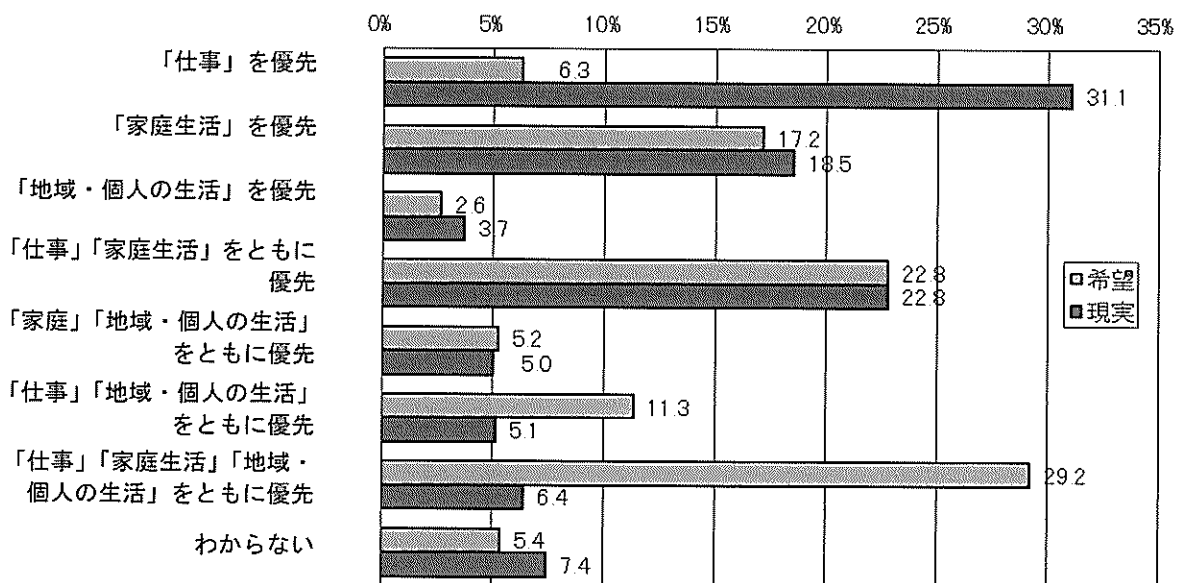
平成18年調査時や平成22年調査時と比較すると、家庭や職場など様々な場で「平等になっている」と回答した人の割合が上昇しています。



③ ワーク・ライフ・バランス

◇ 生活の中で、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度について、あなたの希望に最も近いもの、あなたの現実（現状）に最も近いものを一つ選んでください。

「仕事」を優先」と答えた人の割合は、『希望』では6.3%となっていますが、『現実』では31.1%と最も高くなっています。一方、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」をともに優先と答えた人の割合は、『希望』では29.2%と最も高くなっていますが、『現実』では6.4%にとどまっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

この計画は、「射水市男女共同参画推進条例」に基づいて、次の6つの理念を掲げています。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、自立した個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度や慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識等に基づく制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されなければならないこと。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市又は事業者等が行う政策又は方針の立案及び決定に対等な立場で参画できる機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と就労を含む社会活動との両立

家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活において役割を円滑に果たし、かつ、職場や地域等のあらゆる分野の活動に対等に参画し、両立できるように配慮されること。

(5) 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの性を理解し、特に女性の妊娠、出産等に関する特性について配慮するとともに、生涯を通じて健康な生活ができる環境が整えられること。

(6) 国際社会との協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、本市の地域特性として在住外国人との相互理解や交流を深め、その推進は国際的な協調の下に行われること。

2 基本目標（基本課題）

<人権を尊重した男女共同参画の意識づくり>

男女共同参画社会の形成には、男性も女性も性別にとらわれず、一人ひとりかけが

えのない存在として尊重され、自分らしさを大切にしたい生き方ができることが重要です。

私たちの意識や慣行に見られる男女の固定的な性別役割分担意識や人権侵害となる社会のあらゆる暴力の問題は、男女共同参画社会の形成を妨げるものです。

このようなことから、人権の尊重を基盤に男女が互いに認め合い、尊重し合う意識を育むことが大切であり、家庭、学校、職場、地域等のあらゆる分野で男女共同参画意識の醸成を図ります。

<あらゆる分野への男女共同参画の促進>

豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が社会の対等なパートナーとして、その個性と能力をまちづくりや社会活動に活かすことが大切です。

とりわけ、政策方針決定の場への女性の登用は、新たな視点での問題提起が期待されること等、国際的な側面からも重要視されていることから、積極的に働きかけていきます。また、雇用や就労においては、平成27年度に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律にのっとり、均等な機会と待遇の確保を図り、女性にとっても男性にとっても働きやすい労働条件、就業支援を進めます。

さらに、国際社会との協調の観点からも国際理解や国際交流を深め、在住外国人にも男女共同参画社会形成への理解を深めていきます。

<健康でいきいきと暮らせる環境整備>

一人ひとりが能力を発揮し、あらゆる分野において活躍し、その社会的責任を果たしていくためには、心身ともに健康であることが前提となります。特に、女性は妊娠・出産をする可能性があることから、男性と異なる健康上の問題に直面します。

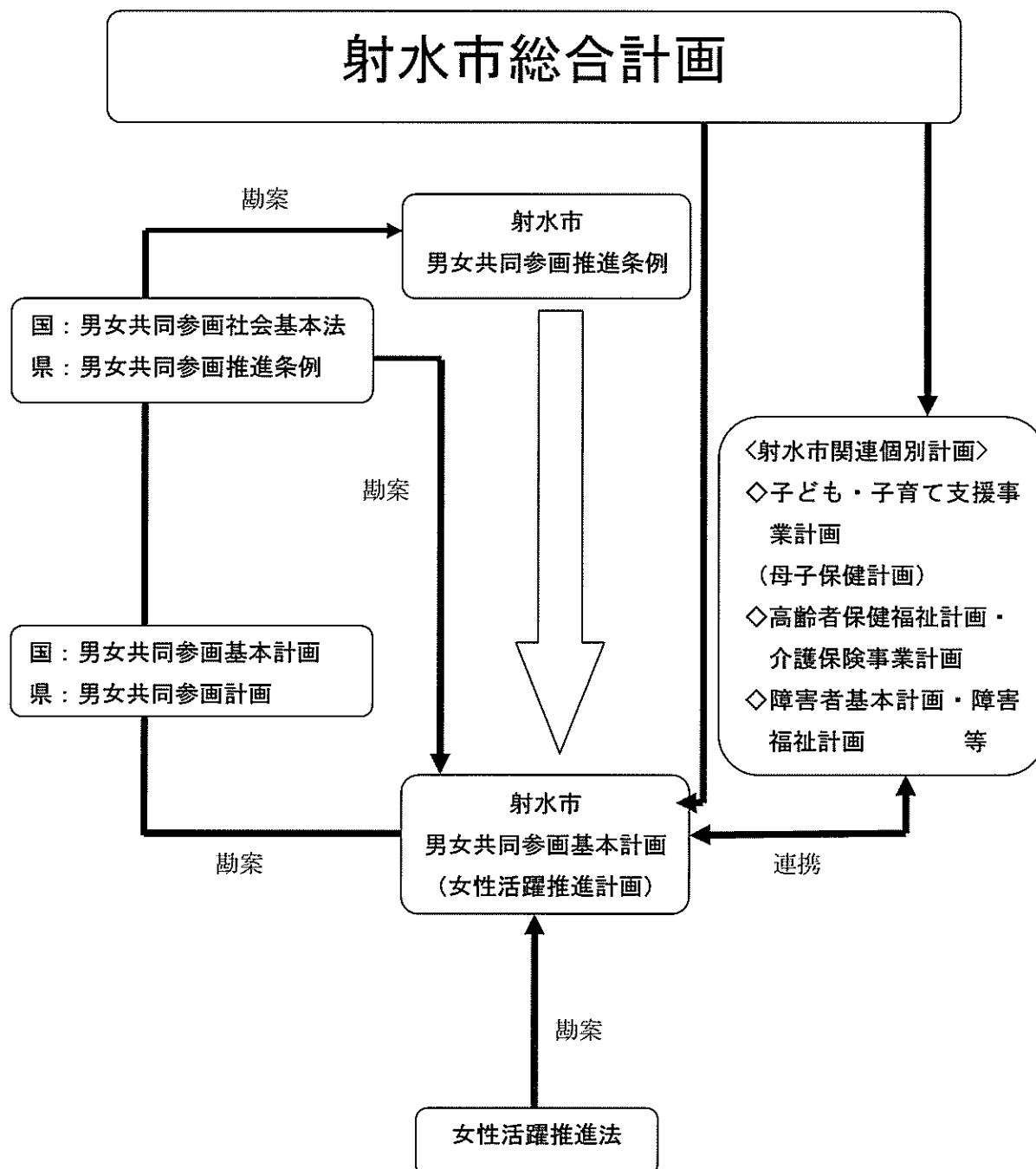
こうした問題を踏まえ、女性のライフサイクルに応じた健康支援の充実を図ります。

少子・高齢化が進展する中、行政が男女共同参画社会の形成に向けて取り組まなければならないことは、育児・介護に関するサービスの充実です。男女が家庭生活と社会活動の両立を図る上でも、育児・介護に関して家庭や地域で支え合うことはもちろんのこと、社会的支援の充実にも努めます。

また、高齢期の男女が、いきいきと暮らすことができるために、介護予防にも向けた生きがい対策や障がい者の社会参加を促す自立支援策を実施する等、市民一人ひとりが元気に過ごせる環境づくりに努めます。

3 計画の位置づけ

この計画は、条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ長期的に実施するための基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）第14条第3項の「市町村男女共同参画計画」として位置付けています。あわせて、女性活躍推進法に基づく、女性活躍推進計画として位置付けます。



4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の推進状況等に応じて、5年ごとに必要な見直しを行います。

5 計画の目指す姿

男女共同参画社会は、計画の基本理念に基づき、市、市民、事業者等が主体的にその役割を理解し、協働して取り組むことで実現するものです。

そこで、男女が家庭、職場、学校、地域等の社会のあらゆる分野で、それぞれの個性や能力を十分に発揮して、喜びと責任を担いながら、いきいきと暮らしている社会の姿を描き、男女共同参画を推進します。

<家庭では>

- ・仕事と家庭が両立し、家事、育児、介護等を男性も女性も家族みんなが分担し、喜びも責任も分かち合っています。
- ・男女という性別にとらわれず、「その人らしさ」を大切にしながら、個性を重視した家庭が営まれています。
- ・家庭内で暴力のない明るい家庭が営まれています。

<職場では>

- ・募集・採用や昇進・配置、賃金等で男女格差が解消され、個性、能力、意欲等が、十分に発揮されています。
- ・家庭生活や地域活動とバランスのとれた労働時間が確保され、男女がゆとりと充実感を持って働いています。
- ・母性保護をはじめ男女の健康管理が配慮されています。

<学校では>

- ・男女という性別にとらわれず、個性と思いやりのある子どもたちが育っています。
- ・進学や就職等、個人の適正を尊重した指導がなされています。

<地域では>

- ・地域における様々な企画や方針決定の場に女性の参画が進み、男女ともに豊かで住みよい地域づくりに貢献しています。
- ・地域における性別による固定的な役割分担に基づく、慣習やしきたりが見直され、男性も女性もそれぞれの行動や考え方が尊重されています。
- ・男女が、ボランティアやサークル活動、NPO活動等地域活動に積極的に参画しています。
- ・子育てや介護等の社会的支援が充実し、女性が社会参画しやすい環境になっています。

す。

・高齢者も知識や経験を生かし、積極的に地域の社会活動や文化活動に参画しています。

・災害時に備え、防災・復興に関する意思決定の場に女性もリーダーとして参画しています。

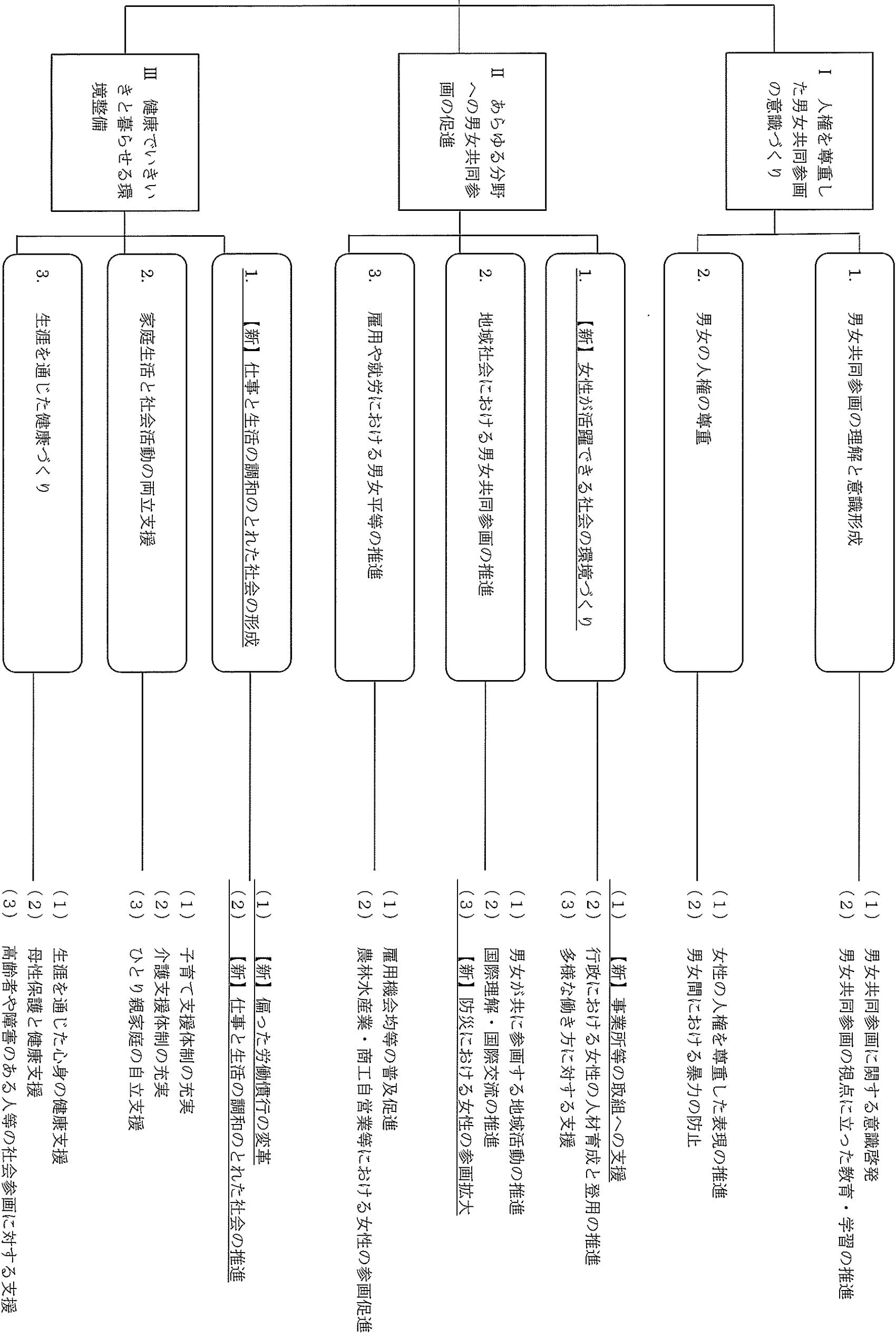
第4章 計画の体系

《基本目標》

《課題》

《施策の方向》

男女共同参画社会の実現



第5章 計画の内容

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり

【課題1 男女共同参画の理解と意識形成】

<現状と課題>

男女が互いに認め合い、尊重し合うことのできる社会を実現するためには、多様な個性を認め、性別による固定的な役割分担意識を改める等、人権の尊重を基盤とした男女平等意識を育むことが大切です。

平成27年8月に実施した「第2次射水市男女共同参画基本計画策定に係る市民意識調査」(以下「市民意識調査」という。)の結果によると「男は仕事、女は家庭」という考え方について、賛成と反対がほぼ均衡しており、平成22年度の調査と比較しても大きな変化はありませんでした。このことから、性別による固定的な役割分担意識を持つ割合は未だ根強く存在していることが分かります。家庭・地域・職場など様々な場における男女の地位の平等意識については、「平等になっている」と答えた人の割合は平成22年度の調査と比較すると家庭において1.2ポイント上昇し、地域において7.9ポイント上昇、職場において1.6ポイント上昇しているなど、全体として少しずつ平等意識が上昇していることが分かりました。それに対して、慣習・しきたりでは0.9ポイントの上昇にとどまり、政治の場では「平等になっている」と答えた人の割合は3.4ポイント減少しました。

このような意識の結果は、社会における活動の中で、女性の主体的な生き方や多様な選択を阻み、その能力を発揮する機会も妨げる等、社会の活力を阻害する要因にもなります。

男女が性別による固定的な役割分担やジェンダーにとらわれず、あらゆる分野に参画できるよう、社会の制度や慣行について社会的な合意を得ながら見直すとともに、男女共同参画の視点に立った意識の醸成を図るための広報・啓発活動が大切です。

また、人としての多様な価値観や意識等の人格形成は、幼児期からの家庭、学校、地域社会とのかかわりの中で形成されます。そのため、家庭・学校・地域等の社会のあらゆる分野で、人権の尊重と男女平等に関する教育・学習の果たす役割は非常に重要です。

家庭は、子どもの成長にとって最も重要な基盤であり、親の愛情やしつけ、生活習慣等を通じて、大きな影響を与えます。そのため、家族が家庭生活の役割を共に協力して担う男女平等意識を育むことが大切です。

学校教育では、教育活動全般を通じて、人権の尊重、男女平等、豊かな人間性を育む教育を推進していますが、引き続き、児童・生徒の発達段階に応じた教育指導の充実が重要となります。

社会情勢の変化に伴い、生きがいとしての趣味や自己の能力を高める教養等の学習意欲の高まり等、心の豊かさを求める生涯学習の重要性が増しています。その中で、

男女共同参画に関する理解と認識を深める学習機会の提供を推進することが大切です。

<施策の方向>

1 男女共同参画に関する意識啓発

男女が共に性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりの個性と能力が発揮できる社会を目指して、男女共同参画に関する広報や啓発を行います。

また、性別による固定的役割分担意識による制度、慣行を見直すことや男女共同参画に関する情報の収集と提供を図ります。

- ① 広報、ホームページ、ケーブルテレビを活用し、射水市男女共同参画推進条例や計画の広報・啓発を図ります。
- ② 男女共同参画の意識を高めるための講演会、出前講座の充実を図ります。
- ③ 男女共同参画週間（毎年6月23日から29日）における啓発活動を図ります。
- ④ 性別による固定的な役割分担意識による制度や慣行を見直し、男女が対等な立場で意識決定や責任を担う意識啓発を図ります。
- ⑤ 国・県等の取組に関する情報の収集と提供を図ります。
- ⑥ 定期的に男女共同参画に関する市民意識調査の実施を図ります。

2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

教育活動を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育の充実を図ります。併せて、教職員等の指導の充実を図ります。

家庭や地域において男女共同参画意識の醸成を図るため、市民活動と生涯学習体制との連携を図りながら講座や学級活動を推進します。

- ① 学校教育活動を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権、男女平等教育と職員研修を通じた指導の充実を図ります。
- ② 男女共修の技術・家庭科教育を通じて、男女共同参画の意識の醸成を図ります。
- ③ 幼稚園、保育園、小・中学校の実情に応じた混合名簿の活用を図ります。
- ④ 幼稚園、保育園、学校関係職員（幼稚園教諭、保育士、教職員、保健師）の資質の向上を図る研修等において、人権の尊重等、男女共同参画の視点を取り入れるよう努めます。
- ⑤ 家族のふれあいと絆を深める「家庭の日」を推奨し、家庭における男女共同参画を推進します。
- ⑥ 家庭教育アドバイザーと連携した学習機会の充実を図ります。
- ⑦ 自主的な学習活動拠点としての地区公民館活動を充実する上で、各世代の男女が共に企画・立案する学級・講座、サークル活動等を推進します。
- ⑧ 男性の家事・育児・介護等への参画を促す講座の充実を図ります。

⑨ 子どもの人権が尊重されるための規範となる「射水市子ども条例」を遵守し、
健やかな子どもの成長を育むまちづくりを推進します。

【課題2 男女の人権の尊重】

<現状と課題>

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント等の性犯罪が社会問題となっています。

本市では、夫や妻、恋人からの暴力を受けたことのある人は、女性では17.4%、男性では5.4%と、その被害者の多くは女性です。

配偶者や恋人といった親密な関係にある男性から女性に対する暴力では、大きな社会的問題であるにもかかわらず、「家庭内の問題」、「プライベートな問題」として処理され、被害が表面化しない現実があります。特に、家庭内における配偶者からの暴力の問題は、子どもの健やかな成長にも大きな影響を与えます。

平成19（2007）年に改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、市町村の役割の明確化、対応の強化などが求められたほか、保護命令制度の拡充などが盛り込まれ、国、県及び関係機関と連携を図っていくことが重要となっています。

また、セクシュアル・ハラスメントは職場、学校、地域等の様々な場面で起こりうる問題です。人権の侵害のみならず被害者個人の能力を発揮することも妨げるものであり、その防止に向けて、情報の提供や研修の推進、被害者に対する相談体制の充実を図る必要があります。

高度情報化が進展する中、映像や活字媒体等のメディアからもたらされる情報の中には、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現、性の商品化や暴力を無批判で表現されている場合があるので、表現の自由について尊重しつつ、人権に配慮した表現についてメディアの自主的な取組を促すことが必要です。

また、情報を受け入れる側も、主体的に正しく読み取る能力（メディア・リテラシー）を持つことが、情報化時代にあって必要となっています。

特に、成長過程にある青少年がメディアからの一方的な情報にとらわれず、健やかに成長できる環境づくりを進める必要があります。

<施策の方向>

1 女性の人権を尊重した表現の推進

公衆に表示・提供する情報は、人々の意識に大きな影響を及ぼすことから、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現には配慮が必要となります。また、女性の人権、青少年の健全育成の視点からも性の商品化や暴力を助長する有害図書、広告物の浄化を図ります。

- ① 市の広報・出版物について、男女共同参画の視点から適切な表現となるよう配慮します。
- ② 情報を主体的に収集・判断できる能力の育成に努めます。
- ③ 有害図書等自動販売機の追放運動を推進します。

④ 有害広告物の撤去を図ります。

2 男女間における暴力の防止

暴力を許さない社会づくりに向けた啓発を図ります。また、女性の抱えている悩みや女性の社会参画の妨げとなっている問題は多様であることから、各種相談窓口の連携・協力を図ります。

- ① 配偶者等に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪であるという認識を深めるための啓発を図ります。
- ② 「女性に対する暴力をなくす運動」や「人権週間」を通じて、暴力根絶に向けて効果的な広報・啓発を図ります。
- ③ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（通称：富山県DV対策基本計画）に基づき、暴力に関する関係機関との連携・協力体制を推進します。
- ④ 事業者に対するセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図ります。
- ⑤ 市職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発を図ります。
- ⑥ 広報・ホームページ等を活用して、各種相談窓口を周知します。

基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進

【課題 1 (新) 女性が活躍できる社会の環境づくり】

<現状と課題>

「女性が活躍できる環境」とは、個性と能力を十分に発揮できる場のことです。政策方針決定の場における女性の活躍は、女性ならではの意見が反映されるという大きな意義を有します。

我が国の政策・方針決定過程への女性の参画状況は、男女共同参画の国際的指標の比較でも遅れています。男女が、互いの個性と能力を発揮して、活力ある社会を築くためにも、女性が男性とともに社会の対等なパートナーとして、行政、職場、地域等のあらゆる分野で、政策・方針決定過程に参画し、女性の意見を反映できることが必要です。

本市の審議会等の女性委員の登用率は34.1%(平成28年3月31日現在)で、女性の登用が推進されてきていますが、同一の女性委員が複数の審議会等に所属する等の側面もあることから、今後は幅広い分野からの、人材の確保や育成を図る必要があります。

平成27年に成立した女性活躍推進法では、女性の活躍を推進するため、各事業主において事業主行動計画を策定し、積極的かつ主体的な取組が実施されることが不可欠であるとしています。

女性活躍推進法では、従業員数301人以上の事業主には、女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、女性管理職比率その他の数値を用いた定量的な目標を定めた一般事業主行動計画の策定が義務付けられていますが、300人以下の事業主には努力義務となっています。

本市においては、事業所の大半を占める従業員数300人以下の事業主に対しても行動計画策定の取組を促進し、すべての職場において女性の活躍が推進されることを目指します。

また、子育て等によりいったん女性が退職しても、希望すれば再チャレンジしやすい社会づくりを進めていくことも必要です。

<施策の方向>

1 【新】事業所等の取組への支援

従業員数300人以下の事業所に対し、一般事業主行動計画策定に向けた啓発に努めるとともに、計画策定に向けた事業主の取組への支援を行い、女性の活躍推進に向けた取組を促進します。

2 行政における女性の人材育成と登用の推進

市職員の資質と能力向上のための研修を推進します。また、市の政策方針決定の場（審議会、委員会等）への女性の登用をはじめ、幅広い分野からの女性の人材発掘等を図り、事業所等における女性の管理職登用についても啓発に努めます。

- ① 市の審議会、委員会等の女性の登用をはじめ、幅広い分野からの女性の人材発掘等を図り、事業所等における女性の管理職登用についても啓発に努めます。審議会等における女性委員の割合を平成33年度までに37.5%、平成38年度までに40%となるよう積極的な女性の登用を図ります。
- ② 市職員の女性管理職の登用を図ります。
- ③ 市職員の能力や資質が向上するよう、研修の充実を図ります。
- ④ 市職員が多様な職域を経験するような人事管理に努めます。
- ⑤ 社会教育団体の支援と女性リーダーの育成を図ります。

3 多様な働き方に対する支援

結婚・出産・育児等でいったん退職した女性の再就職（再チャレンジ）を支援する講座や再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。また、起業に関する情報や創業者支援融資制度等の周知を図ります。

- ① 再就職支援に関する情報の収集・提供を図ります。
- ② 就業支援に関する講座等の開催を図ります。
- ③ 女性労働者が多いパートタイマーの労働条件の向上を図るため、パートタイム労働法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。
- ④ 起業に関する情報や市の創業者支援融資制度の周知を図ります。
- ⑤ 中小企業や個人事業主（起業）で、福利厚生が行えない場合の互助制度等の支援を図ります。
- ⑥ 短時間正社員制度等の新しい就業形態についての情報の収集や提供を図ります。

【課題2 地域社会における男女共同参画の推進】

<現状と課題>

安心して暮らしやすい地域づくりを進めていく上で、地域社会の果たす役割は、環境、福祉、教育等のあらゆる分野で重要性が増大しています。

あらゆる年代層の男女が積極的に地域づくりに参画できる環境の整備を進めるとともに、男女とも家庭・職場・地域との調和のとれたライフスタイルの実現が必要です。

男女が共に個性と能力を発揮して、一人ひとりが自立した生活を送れることは、男女共同参画の基盤づくりの視点からも重要です。

また、地域における男女共同参画の促進を図るため、男女共同参画推進員をはじめとする各種団体等との連携・協力による地域づくりが重要となっています。

さらに、国際化の時代にあって、政治、経済、環境、文化等のあらゆる分野で各国が相互依存（協力）関係にあることを認識するとともに、諸外国の生活や異文化を理解、尊重すること、自国の文化や歴史・伝統を大切にすることを育むこと等は、男女共同参画社会の実現を目指す上でも重要なことです。

外国人の定住化が進む中、国際化に対応したまちづくりを進めるためにも、在住外国人も地域社会を担う一員として、日本の文化や慣習に理解を深めることが求められています。

国際交流の担い手である市民活動への支援はもとより、在住外国人との相互理解を深めるため、多言語の情報提供や相談業務への対応の重要性が増しています。

<施策の方向>

1 男女が共に参画する地域活動の推進

男女が共に地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくために地域における自治組織、PTA、ボランティア活動等への積極的な男女の参画を推進します。

地域で主体的な男女共同参画の推進を図る男女共同参画推進員の育成や自治組織、各種団体等の活動に対し、連携や情報提供等の支援を図ります。

- ① 自治組織、PTA、団体活動等の地域活動への女性の積極的な参画を図ります。
- ② ボランティア活動への参画を推進するため、情報の提供やボランティアの育成を図ります。
- ③ NPO（特定非営利活動法人）設立の支援を図ります。
- ④ 男女共同参画推進員や自治組織、各種団体等の連携や情報の提供を図ります。
- ⑤ 地域コミュニティの醸成と自主的な学習活動拠点としての地区コミュニティセンターの充実を図ります。
- ⑥ 市が主催する講演会等で、必要に応じて託児室を開設し、地域活動の参加促進を図ります。

2 国際理解・国際交流の推進

国際化の時代にあって、異文化に対する理解と交流を図り、国際化に対応したまちづくりを推進します。

- ① 小・中学校において、児童・生徒が国際理解を深める学習環境の充実を図ります。
- ② 射水市民国際交流協会の活動の支援を図ります。
- ③ 在住外国人が市民生活を営む上で必要な情報の提供や相談体制の整備を図ります。
- ④ 在住外国人との共生に向けた安全で快適なまちづくりを関係機関と連携を図り推進します。
- ⑤ 外国語による公共表示の整備を図ります。
- ⑥ 国際社会の課題や動向の理解を促進します。

3 【新】防災における女性の参画拡大

- ① 地域住民による自主防災組織への女性の参画を促し、女性の視点から地域の実情に合った自主防災体制を推進します。
- ② 女性消防吏員の増員を図り、防災の現場における女性の参画拡大を目指します。

【課題3 雇用や就労における男女平等の推進】

<現状と課題>

就労は日々の生活の経済的基盤を形成するものであり、生きがいをもって働くための雇用環境、就業環境が向上することは大切なことです。

しかし、市民意識調査では「職場での男女平等」について、「賃金・昇給、昇進・昇格」「職種」等において不平等が存在すると回答した割合が高く、女性の能力を最大限発揮できる環境とは言えない状況です。

職場で働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分発揮できる労働環境を整備していくためにも、関係機関と連携を図り、「雇用機会均等法」や労働法規の周知を図り、雇用機会はもとより、実質的な男女平等を推進していくことが重要です。特に、「市民意識調査」に表れている女性の就業意欲に対して、結婚・出産・育児等でいったん離職した女性の再就職（再チャレンジ）が容易にできるための講座や就業情報の収集・提供が必要となっています。

また、農林水産業、商工自営業等の家族従事者における女性の役割は、その事業活動を行う上で、大きな役割を担っていますが、事業と生活の場が密接であることから、事業活動と家事労働に対する評価が不十分な場合があります。

そのためには、働きに応じた報酬の確保や資産の形成を図るための家族間相互のルールづくり（家族経営協定）の普及、適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備を図っていくことが必要です。

<施策の方向>

1 雇用機会均等の普及促進

男女平等な就労・雇用環境の整備に向けて、関係機関と連携を図り、就業に関する情報の収集・提供と「改正雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等の関係法令の広報・啓発を図ります。

- ① 国・県等の関係機関と連携し、就業に関する情報の収集と提供を図ります。
- ② 男女の均等な機会と待遇の確保を図るため、広報・啓発を通じて、男女雇用機会均等法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。
- ③ 市として、仕事と家庭の両立支援のための特定事業主行動計画を推進します。
- ④ 県のチーフオフィサー設置事業の普及啓発を図ります。

2 農林水産業・商工自営業等における女性の参画促進

農林水産業者や商工自営業者等に対し、男女共同参画意識の普及と意思決定の場への参画促進、労働条件改善等の啓発に努めます。

- ① 家族経営協定の周知と締結の促進を図ります。
- ② 農村女性グループ育成支援を図ります。

- ③ 農業の担い手となる女性農業者の育成を図ります。

【課題 1 (新) 仕事と生活の調和のとれた社会の形成】

<現状と課題>

性別に関わりなく、男女が各々のライフスタイルに応じた生活を送るため、仕事と生活の調和を図ることが重要です。しかし、市民意識調査の結果によると、「仕事・家庭生活・地域個人生活をすべて優先したい」という希望が多いものの、現実としては仕事を優先する回答が多くなっており、ワーク・ライフ・バランスを達成する上で、「働き方」の問題が大きいことが分かります。

ワーク・ライフ・バランスは女性の働き方だけでなく、男性の働き方にも影響します。現在、女性の育児休業取得者と比べて男性の育児休業取得者が非常に少ない状況にあり、このことが女性の働きづらさにもつながっていると考えられます。

男女の働き方を見直し、仕事と生活の調和を実現することは、M字カーブ問題の解消や政策方針決定過程への女性の参画の拡大を進めるためにも大変重要なことです。

<施策の方向>

1 【新】偏った労働慣行の変革

長時間勤務等の偏った勤務形態を前提とする労働慣行を見直し、育児や介護と両立しつつ能力を十分に発揮したい女性の活躍を促します。

- ① 男女が共に育児・介護休暇の取得と職場復帰しやすい環境整備を図るため、育児・介護休業法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。
- ② 男女が仕事と家庭の両立ができるよう、労働時間の短縮等、労働基準法の周知に努めるとともに、理解と法の遵守を求めています。
- ③ 育児・介護休暇制度の周知と両立支援に関する広報啓発を図ります。

2 【新】仕事と生活の調和のとれた社会の推進

一人ひとりが充実感を感じながら働くとともに、家庭や地域生活等でも自分らしく生きることのできるよう啓発していきます。

- ① 子育てや親の介護など個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選べる社会を求めています。
- ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できるよう、働き方の見直しを促します。

【課題2 家庭生活と社会活動の両立支援】

<現状と課題>

少子・高齢化が進展する中で、安心して生み育てやすい環境や高齢者等の介護の問題は、男女が共に責任を分かち合って担うことはもちろんのこと、社会的支援の充実が求められています。

女性は、就労のいかににかかわらず、家事・育児・介護等の家庭生活の役割を多く担っており、働く女性にとっては大きな負担となっています。

また、男性も女性も、家庭生活と他の活動の両立ができるような環境をつくるためには、働き方を見直す（ワーク・ライフ・バランス）ための意識啓発や育児・介護休暇を取りやすい職場環境、社会環境の整備が必要です。

このようなことから、就業形態に対応した多様な保育サービスの充実や介護支援を図るとともに、事業所等に対しても労働時間の短縮等や育児・介護休業制度の定着を促進する必要があります。

さらに、ひとり親家庭は、仕事、家事、育児を母親か父親のいずれかがすべてを担う必要があり、経済・教育・健康面等の不安や負担を抱えることから、生活の安定と養育される子どもの健全な成長のため、相談や自立支援への取組が必要となります。

<施策の方向>

1 子育て支援体制の充実

家庭生活と社会活動の両立支援を子ども・子育て支援事業計画に基づく保育サービス、地域における子育て支援サービスの施策体系を踏まえ、推進します。

- ① 延長保育や一時保育等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供を図ります。
- ② 放課後児童クラブやファミリーサポート等、学童期に入っても安心して子育てができる支援体制を図ります。
- ③ 子育て支援に関する総合的な情報提供を図ります。
- ④ 育児不安軽減のための相談体制の充実を図ります。
- ⑤ 子育て体験や父親の育児参加を促すパパママ教室を通じて、ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発を図ります。
- ⑥ 多様な幼児教育・保育ニーズへの対応するため、幼児教育・保育環境の整備を図ります。

2 介護支援体制の充実

育児・介護休業法の周知に努めるとともに、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく、在宅サービス支援の施策体系を踏まえ、介護支援体制の充実を図ります。

- ① 育児・介護休業制度等の周知と両立支援に関する広報・啓発を図ります。
- ② 在宅高齢者等の介護者の負担の軽減を図るため、介護サービス（ホームヘルプ

- サービス、デイサービス、ショートステイ等)の充実を図ります。
- ③ 高齢者の総合相談支援や地域の関係機関との連携による包括的・継続的なケア体制を推進します。
 - ④ 地域包括支援センター機能強化と地域包括ケアシステムの取組を推進します。

3 ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の生活の安定と養育される子どもの健全な成長のため、相談体制や自立支援の取組を図ります。

- ① ひとり親家庭の自立と安定した生活が送れるように、情報の提供と母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図ります。
- ② 経済的な負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給や就学等の援助を図ります。

【課題3 生涯を通じた健康づくり】

<現状と課題>

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることは、男女共同参画社会の最も基本的な条件です。そのためには、乳幼児期から高齢期までを視野に入れ、すべての人が主体的に健康管理を行える支援が必要となります。

とりわけ、妊娠や出産をする可能性のある女性は、ライフサイクルを通じて男性と異なった健康上の問題に直面することから、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する施策を推進しながら、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の視点を踏まえ、正しい知識を普及する必要があります。

情報化社会にあって、性に関する情報が氾濫する今日、互いの性を尊重し、それぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、エイズや性感染症に関する正しい知識の普及や発達段階に応じた適切な性教育等の取組の重要性が増しています。

また、だれもがスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進をとおり、心身の健康づくりに取り組む必要があります。

高齢期の男女や障害のある男女が社会へ参画する機会を持ち、自立していきいきと安心して暮らせる生活環境を整え、活力ある社会を築くことは重要なことです。

市の高齢化率（65歳以上）は、平成28年4月1日現在28.6%となっていますが、高齢者等の介護の負担が要介護の家族、とりわけ女性に集中することのないように、社会全体で支える介護保険制度の充実はもちろんのこと、高齢期の男女が単に支えられる立場ではなく、他の世代とともに社会（まちづくり）を支える役割も担っていることから、働きたい高齢者への雇用の機会の提供や介護予防の観点からの生きがいと健康づくりの支援が必要となります。

このことは、障害のある人も同様に、地域の中で自立した生活を送り、社会参加していくために、生活に必要な技能を身に付けることや社会基盤の整備、必要とされる福祉サービス等、ノーマライゼーションの一層の推進が必要となります。

<施策の方向>

1 生涯を通じた心身の健康支援

乳幼児から高齢者まで、すべての人が主体的に健康管理できる支援や生涯スポーツの推進を図ります。

- ① 健康に関する市民講演会の開催やケーブルテレビを活用した「保健センターだより」の放映等、健康づくりの啓発・推進を図ります。
- ② 未熟児対象の相談会を実施するなど、乳幼児の健康診査、教室を通じて心身ともに健やかな成長を支援します。
- ③ 児童・生徒の発達段階に応じた性教育や性感染症、HIV等、正しい知識の周知と防止対策を推進します。
- ④ 健康的な食生活習慣の確立や生活習慣病予防を重視した健康診査、各種がん検

診、健康教室、健康相談の充実を図ります。

- ⑤ 飲酒、喫煙等の健康被害等の正しい情報の提供や受動喫煙防止を推進します。
- ⑥ 総合型地域スポーツクラブの支援をはじめ、スポーツ・レクリエーション活動が楽しめる多様なスポーツ実践活動を推進します。

2 母性保護と健康支援

女性はライフサイクルを通じて男性と異なった健康上の問題に直面することから、女性の身体的変化の過程や母性保護と健康に関する施策を推進します。

- ① 女性の思春期、妊娠、出産期、育児期、更年期、高齢期等に応じた健康づくりの支援を図ります。
- ② 妊産婦の健康診査や妊娠、出産に伴う心身の健康上の問題に対する支援と職場や地域への啓発を図ります。
- ③ 不妊に関する一次的な健康相談、専門機関の紹介や不妊治療に要する経済的な支援を図ります。
- ④ 女性のがんの罹患率第1位である乳がんについて、がん検診の受診率の向上を図り、早期発見に努めます。
- ⑤ 女性の抱える悩みに対する相談体制の充実を図ります。

3 高齢者や障害のある人等の社会参画に対する支援

高齢者が長い間に培ってきた豊かな知識と経験を生かし、単に支えられている立場ではなく、他の世代と共に社会を支える役割を担い、自立していきいきと安心して暮らせる生活環境の整備を図ります。また、障害のある人も同様に社会に参画する支援を図ります。

- ① 高齢者の健康や介護予防、生きがい対策等の施策を推進します。
- ② 高齢者の豊かな知識と経験を活かした、ボランティア活動や地域づくり等の社会参加を推進します。
- ③ 高齢者の働く喜びと社会参加を促進するシルバー人材センターの活動の支援を図ります。
- ④ 障害のある人に対する理解促進、普及啓発を行います。
- ⑤ 障害のある人への自立支援を推進するため、職業能力開発の支援や相談体制の充実を図ります。
- ⑥ 高齢者・障害のある人をはじめ、すべての人々が、安全で快適な日常生活を送ることができるように、公共的施設等の利用上の障壁の除去や円滑な移動環境の整備（バリアフリー化）を図ります。